

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答(2014年11月<12月衆院選>)

◇政党の並びは左から公示前の衆院勢力順です。

6. 障害者の政策への意見反映について

「障害者権利条約」では、第4条第3項で「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」とあります。
また、私たち(障害者)に関わる政策及び計画は、障害者を対象としたものにとどまりません。政府が立案する「すべての政策及び計画」の対象には障害者が含まれています。そこで、「男女共同参画基本計画」において国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める女性の割合を数値目標と定めているように、「障害者基本計画」において、障害者の委員の割合を目標値として明記することが必要と考えますが、貴党のお考えをお教えください。(200字以内)

| 自由民主党 | 民主党 | 維新の党 | 公明党 | 次世代の党 | 日本共産党 | 生活の党 | 社会民主党 |
|-------|-----|---|---|-------|--|------|---|
| | | 障がい者の委員割合の目標につき、現時点では党としての見解は未定だが、今回の衆議院選挙マニフェストでは、高齢者雇用率、女性雇用率の設定を掲げている。 | 「障害者基本計画」は、「施設」に偏っていた障害者の生活の場を「地域」に移す方針を明示しています。障害者が地域で普通に暮らせる「ノーマライゼーション」の実現に障がい者自身が積極的に参加することが、現状では障害者が地域で安心して暮らすために必要な福祉サービスが不十分です。プランで示された数値目標についても、真の「共生社会」を実現するためには決して十分とは言えず、さらに充実を図る必要があると考えます。 | | 「私たちにぬきに私たちのことを決めないで」を合言葉に、障害者権利条約は誕生し、日本の条約批准を求めた大団結した障害者運動もすめられてきました。「障がい者制度改革推進会議」「総合福祉部会」が切り開いた障害当事者の参加保障を受け継いで、「障害者基本計画」の障害者委員の比率を高めることは当然です。 | | ポジティブアクション(積極的な差別是正措置)として、数値目標を明記することは必要。障がい者制度改革推進会議の実績(24人の構成員のうち12人が障害当事者、2人が家族で過半数)を踏まえるべき。 |

Q6-1 障害者に関わる審議会等の障害者割合について

障害者基本計画に、障害者に関わる国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を、

- ① 50%以上との数値目標を明記する。
 - ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
 - ③ 特に記載する必要はない。
- (2)、③の場合、その理由をお教えください。(200字以内)

| 自由民主党 | 民主党 | 維新の党 | 公明党 | 次世代の党 | 日本共産党 | 生活の党 | 社会民主党 |
|-------|--|------------------|---|-------|---------------------|------|---------------------|
| | 回答なし | 回答なし | ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。 | | ① 50%以上との数値目標を明記する。 | | ① 50%以上との数値目標を明記する。 |
| | 国・地方レベルの審議会に障がい者および家族、関係者の方々の意見が十分反映されるよう、どのような審議会構成にすべきか検討する。 | 現時点での党としての見解は未定。 | 障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、障害者委員の参画をはじめ、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。 | | | | |

Q6-2 一般政策における審議会等の障害者割合について

障害者基本計画に、すべての国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を、

- ① 5%以上※との数値目標を明記する。
 - ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
 - ③ 特に記載する必要はない。
- (2)、③の場合、その理由をお教えください。(200字以内)

| 自由民主党 | 民主党 | 維新の党 | 公明党 | 次世代の党 | 日本共産党 | 生活の党 | 社会民主党 |
|-------|--|------------------|---|-------|---------------------|------|---------------------|
| | 回答なし | 回答なし | ③ 特に記載する必要はない。 | | ① 5%以上※との数値目標を明記する。 | | ① 5%以上※との数値目標を明記する。 |
| | 国・地方レベルの審議会に障がい者の意見が十分反映されるよう、どのような審議会構成にすべきか検討する。 | 現時点での党としての見解は未定。 | 障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法には「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定められております。一般政策においても、障がい者の意見がより反映される方法を検討する必要がありと考えます。 | | | | |

※『平成26年度版障害者白書』によると「およそ国民の6%が何らかの障害を有している」(p.27)とあります。しかしこの数値には、難病や知的な障がいを伴わない発達障害者は含まれていません。ちなみにOECD(2010)の報告によると、労働年齢期間の人口総数に対する障害者の比率は、平均14%となっています。